

# 「関西圏域に向けた島根県産品販路開拓事業」 企画提案募集要領

## 目 次

### ■業務委託内容

業務の目的

#### 1 業務委託の内容

### ■公募・手続き等

#### 2 公募への参加資格

#### 3 応募手続き等

#### 4 申請書類の内容及び提出方法

#### 5 評価・選定方法

#### 6 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

別記 様式 1 参加表明書

様式 2 誓約書

様式 3 質問書

様式 4 企画提案書

島根県しまねブランド推進課

島根県では、県内の食料品及び飲料製造事業者（以下、「県内事業者」という。）の多くが目標とする販路である関西圏域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の小売店や飲食店での島根フェア開催を通じ、島根県産品（以下、「県産品」という。）の販路開拓・拡大及び認知度向上を図ることとしています。本事業を効果的に進めるため、広く企画提案を募集します。

## 1 業務委託の内容

### （１）契約期間<sup>※1</sup>

契約締結日から令和8年3月31日

※1：契約締結日は、令和7年4月1日以降を予定。また、この企画提案募集は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和7年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

### （２）業務委託料

11,500千円（消費税等含む）を上限とする。

### （３）業務内容

関西圏域の人口集積地を中心として、以下の業務を実施すること。

業務の実施においては、委託者と十分に協議の上進めること。

#### ① 小売店での島根フェア<sup>※2</sup>の開催

ア 原則として、「しまね県産品販売パートナー店」<sup>※3</sup>以外のスーパーや百貨店等をはじめとした小売店に対し、島根フェアの開催を働きかけ、実施すること。フェア開催は6社以上とし、小売店1社あたり1回程度とする。うち1回は、委託者が確保した以下の会場における催事企画を行うこと。

#### ・確保済みの会場

名 称：KITTE 大阪（所在地：大阪市北区梅田3丁目2-2）

催事会場：@JP Cafe イベントスペースB（59.42㎡）

日 程：令和7年7月5日～6日

※なお、KITTE 大阪における催事企画への参加事業者の公募は別途委託者が行う予定。受託者は、委託者と協議の上、実施に向けて会場及び参加者との調整を行うこと。

イ 各社のフェア開催期間は概ね1週間程度とし、各社の開催時期をずらすこと。また、開催時期は、県産農畜水産物の出荷時期等を考慮し、多様な県産品の販路拡大に適した時期を設定すること。

ウ 県産品の理解促進のため、小売店の仕入担当者に対し、県産品の紹介を行い、希望があれば産地訪問を実施すること。受託者は産地訪問に同行の上、招聘に係る経費の支払を行うこと。また、委託者に対し、商談内

容の詳細を記載した商談記録を提出し、産地訪問に係る報告を行うこと。

エ フェア及び県産品の認知度向上につながる効果的な告知・販売促進を企画すること。

オ フェア終了後も、開催店舗における継続的な県産品の取扱いに向け、調整に努めること。

※2：島根フェア

スーパーや百貨店等の店頭で専用コーナーを設けるなどし、多岐にわたる県産品（生鮮品を含む）を陳列、販売する。事業者が店頭で立つての説明・応援販売は必須としない。また、他自治体との合同開催（山陰山陽フェア等）は不可とする。

※3：「しまね県産品販売パートナー店」

島根県産品を好意的に扱い、消費地・小売店情報の把握等に協力していただいている島根県の協力店である。現在、全国で34社の卸・小売が登録されている。

[http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin\\_ikusei/hankaku.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin_ikusei/hankaku.html)

② 飲食店での島根フェア開催

ア 飲食店に対し、県産品を使用したメニューを提供する島根フェアの開催を働きかけ、実施すること。フェア開催は5社以上とし、飲食店1社あたり1回程度とする。

イ 県産品の理解促進のため、飲食店の仕入担当者に対し、県産品の紹介を行い、希望があれば産地訪問を実施すること。受託者は産地訪問に同行の上、招聘に係る経費の支払を行うこと。また、委託者に対し、商談内容の詳細を記載した商談記録を提出し、産地訪問に係る報告を行うこと。

ウ フェア及び県産品の認知度向上につながる効果的な告知・販売促進を企画すること。

エ フェア実施店舗は、受託者の提案によるもののほか、関西圏域で「島根の味」を提供している飲食店である「縁結び美味しまね認証店」にも打診を行い、参加店舗を募ること。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/kanan/osaka/inshokuten/inshokuten.html>

オ フェア終了後も、開催店舗における継続的な県産品の取扱いに向け、調整に努めること。

(4) 業務に関する総括的事項

① 事業実施体制

本事業の実施にあたり、受託者は県産品に対する相当程度の知識を有すること。

② 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、本業務の実施体制・事業内容・年間事業計画等を記載した実施計画書を委託者に対し提出すること。

また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受けること。

③ 事業説明会の開催

本業務の実施においては、県内事業者に対し事業内容・公募フロー等を説明する事業説明会を実施すること。（5月開催）

なお、実施内容は委託者と協議のうえ決定すること。

④ 参加事業者の公募

本事業で実施するフェアへの参加を希望する県内事業者について委託者が公募し、とりまとめは受託者が行うこと。公募のチラシについては、受託者が作成すること。

なお、公募にあたっては参加事業者からFCPシート等の提出を想定している。

⑤ 商品の紹介および提案・商流

フェア対象商品・食材の選定においては、④の参加事業者の商品を中心とすること。また、仕入担当者に対し、委託者と協議のうえ、受託者が主体的に商品の提案を行うこと。

商流については、受託者が商品を取扱可能な場合は担うことを妨げない。

ただし、県内事業者及び小売店・飲食店の既存商流への配慮のため、確認を行うこと。

⑥ フェアの広報宣伝

主にWEBでの広報宣伝とし、各フェアごとに開催日程等についての事前告知を行い、フェアへの誘客を図ること。

また、別途委託者が運営する県産品紹介サイト「しまねの伝統工芸と食いいものしまね」内のフェアPRページへの誘導を行い、県産品の認知度向上を図ること。（フェアPRページは別途委託者が開設する）

<https://www.iimono-shimane.jp/>

また、委託者における各種情報発信が円滑に実施できるよう、以下の情報を委託者へ報告すること。

ア 実施内容に関する画像データ（料理写真等）

イ 開催期間、開催店舗、住所、SNS等の情報

⑦ 実施状況報告書の提出

受託者は、各フェアの実施後速やかに、下記の内容を記載した実施状況報告書を提出すること。

ア 企業名・店舗名

イ 開催期間

ウ 開催店舗数

エ 取扱品目リスト（企業名、商品名を記載）

オ 取扱品目数

カ 取扱事業者数

- キ 売上額（飲食店は仕入額）
- ク 実施内容の詳細がわかる資料（写真等）
- ケ 店舗側（仕入担当者等）からのコメント  
（フェアに対する評価・印象、今後の島根県産品の取扱に向けての課題等）

⑧ 委託業務完了報告書の作成

受託者は委託業務完了後、10日以内に以下の内容を記載した委託業務完了報告書を提出すること。

ア 実施内容

⑦の実施状況報告書の内容に加え、フェアを経て定番化した商品があればその状況

イ 販売促進に係る制作物（POP等）のまとめ等

ウ 実施内容全体の成果がわかる資料（⑨の数値目標に対する実績数値、達成率等）

⑨ 成果指標及び数値目標

本業務に係る成果指標及び数値目標を次のとおり定める。

- i 小売店フェアにおける開催店舗の県産品の売上額  
計 23,000千円以上
- ii 飲食店フェアにおける開催店舗の県産品の仕入額  
計 7,500千円以上  
合計 30,500千円以上

(5) 企画提案者による追加提案

(3)の業務内容以外で、関西圏域における県産品の販路拡大につながる効果的な企画提案とする。

## 2 公募への参加資格

- (1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。ただし、複数のコンソーシアムの構成員となって参加、又は単独の法人とコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。

また、コンソーシアムを結成し参加する場合は、構成員のいずれかを代表者に定めた協定書を締結し、県にその写しを提出すること。

- (2) 単独の法人、コンソーシアムの構成員は、次の各号の要件をすべて満たすこと。

- ① 前記1(3)の業務の内容を実施することができる者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑥ 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 都道府県税に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 島根県内に事業所を有する者にあつては、直近 1 事業年度の県税の滞納がないこと。
- イ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員が、島根県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団であること。
- イ 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員の役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員を言う。以下同じ。）が、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員であること。
- ウ 次のいずれかに該当する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有すること。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している者
  - ・役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ・役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ・役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ その他、当該公募に選定されることが暴力団、及び暴力団員の利益となると認められる者であること。

### 3 応募手続き等

#### (1) スケジュール

2月13日（木）	公募開始 （募集要領の配布、質問書・企画提案参加表明書・企画提案書の提出受付の開始）
2月25日（火）17時まで	企画提案参加表明書の提出期限
2月28日（金）（予定）	参加資格の通知
3月 3日（月）正午まで	質問書の提出期限
3月 7日（金）（予定）	質問書に対する回答
3月11日（火）17時まで	企画提案書の提出期限

3月21日（金）（予定）	プレゼンテーション、企画提案審査会の開催
3月下旬	選考結果の通知、契約準備

## （２）質問書の受付及び回答

本要領や資料の内容等についての質問は、以下のとおりとする。

- ① 質問方法  
「質問書」（別記様式3）により、下記（４）担当部局あて電子メールにて提出すること。
- ② 質問書の提出期限  
令和7年3月3日（月）正午まで
- ③ 質問への回答日  
令和7年3月7日（金）までに回答（予定）
- ④ 質問への回答方法  
参加資格があると通知したすべての者に対し、電子メールにより回答する。
- ⑤ その他  
本公募と関係のない内容に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しない。

## （３）応募費用の負担

本公募の応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

## （４）担当部局

本公募の各種書類の提出先や問い合わせ先、受付時間は次のとおりとする。

所 属：島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二係 後藤

住 所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

連絡先：（電話）0852-22-6398

E-mail：shokusan@pref.shimane.lg.jp

受付時間 9時から17時まで（土日祝祭日を除く）

## 4 申請書類の内容及び提出方法

### （１）企画提案参加表明書

- ① 参加表明書の提出方法  
企画提案への参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送により提出すること。  
なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

	書類名	部数
1	企画提案参加表明書（別記様式1） ※コンソーシアムによる参加の場合は、協定書も提出すること	1部

2	会社概要（会社案内や要覧など、会社組織や内容がわかるもの） ※コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
3	定款	1部
4	直近3ヵ年間分の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） ※会社設立後間もないなど、決算報告書が準備できない場合、可能な範囲で提出することとし、あわせて理由書を提出すること。 （様式任意） ※コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
5	島根県内に事務所を有する者は県税に係る納税証明書、島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書 ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
6	消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書 ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること	1部
7	誓約書（別記様式2）	

- ② 参加表明書の提出期限  
令和7年2月25日（火）17時まで
- ③ 参加表明書の提出先  
本要領3（4）に同じ
- ④ 参加資格の通知日  
令和7年2月28日（金）（予定）
- ⑤ 参加資格の通知方法  
参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メールにより通知する。

## （2）企画提案書

### ① 企画提案の方法

企画提案の提出を希望する者は、以下②の提案項目、提案内容を記載した企画提案書（詳細は別記様式4を参照）を7部（正本1部、副本6部）持参又は郵送<sup>\*4</sup>により提出すること。

※4：持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）  
とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

### ② 企画提案内容

	提案項目	提案内容
1	業務基本方針	○業務実施における考え方、方針など

2	各業務の実施方法	<p>「1 業務委託の内容」の各仕様に基づき実施する業務の内容を具体的に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小売店・飲食店での島根フェア開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェアの実施方法</li> <li>・実施想定店舗（主な地域、店舗数、特徴）</li> <li>・実施スケジュール</li> <li>・フェア実施回数</li> <li>・仕入担当者の島根県招聘</li> <li>・フェア終了後の継続的な取り扱いについて</li> </ul> </li> <li>○広報宣伝 <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県が運営する県産品紹介サイト「しまねの伝統工芸と食いいものしまね」と連動したフェアの広報宣伝、県産品の認知度向上につながる告知・販売促進企画</li> </ul> </li> <li>○その他、フェアの実施及び県産品の認知度向上につながる効果的な追加提案があればその内容</li> </ul>
3	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の実施体制と担当者の経歴</li> <li>○業務を実施する上で有効な島根県内及び関西圏域での人的・拠点的网络ワーク</li> </ul>
4	業務委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務委託に係る各業務の内容と金額（見積書可）</li> </ul>

<企画提案書作成にあたっての補足事項>

- ・企画提案書は、以下の項目を記載すれば、任意の様式で差し支えない。
- ・用紙の大きさは、A4判片面（縦・横いずれも可）、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて40ページ以内とすること。（図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とする。）
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

③ 企画提案書の提出期限

令和7年3月11日（火）17時まで

④ 企画提案書の提出先

本要領3（4）に同じ

⑤ 企画提案に係る経費

企画提案に係る経費として、単独の法人による参加はその法人にコンソーシアムによる参加は代表法人に対して10,000円（消費税等含む）を支払う。ただし、業務委託先に決定した者及び資格審査により参加資格がないとされた者に対しては支払わない。

企画提案に係る経費は、業務委託先が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。

## 5 評価・選定方法

### (1) 評価の方法等

提出された企画提案書の審査については、別に設置する「関西圏域に向けた島根県産品販路開拓事業受託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を、以下の審査項目により審査する。

	審査項目	評価内容
1	業務方針	○事業の趣旨を理解し、的確な考え方に基づいた方針が立てられているか
2	業務内容	<小売店> ○関西圏域のスーパー等の小売店に対する有効なネットワークを有しているか ○フェアの実現可能性があるか ○フェアにおいて、県産品の認知度向上が期待できるか ○フェアにおける一般消費者に対するプロモーションは効果的か <飲食店> ○関西圏域の飲食店に対する有効なネットワークを有しているか ○フェアの実現可能性があるか ○フェアにおいて、県産品の認知度向上が期待できるか ○フェアにおける一般消費者に対するプロモーションは効果的か
3	業務遂行能力	○確実に本業務を遂行しうる体制・ノウハウがあるか、責任をもって実行できるか ○実施スケジュールは適切か
4	追加提案	○独自提案は、本事業の趣旨と合致した魅力的な内容か
5	予算	○経費は適切に配分されているか

### (2) 企画提案のプレゼンテーション

#### ① プレゼンテーションの方法

- ・審査会場における実地プレゼンテーションとする。
- ・提出された企画提案書について、企画提案者による説明を受けた後、質疑応答を行う。説明は30分以内、質疑応答は20分以内とする。
- ・企画提案書を提出した者が多数の場合は、プレゼンテーション実施に先立ち書類審査を行う場合がある。書類審査の結果等については、対象者に別途通知する。

- ② プレゼンテーションの実施日（予定）※<sup>5</sup>  
令和7年3月21日（金）
- ③ プレゼンテーションの実施場所（予定）※<sup>5</sup>  
島根県職員会館（島根県松江市内中原町52）  
※<sup>5</sup>：詳細は、企画提案者に別途通知する。
- ④ その他
  - ・プレゼンテーションへは、本業務の総括責任者及び担当者等が参加すること。参加人数は、1提案あたり3名を上限とする。
  - ・プレゼンテーションに参加しなかった場合は、辞退したものとみなす。

### （3）選定委員会の開催

- ① 選定の方法等
  - ・選定委員会において審査を行い、最上位の者を委託先候補者に選定する。
  - ・審査会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託先候補者とする。
- ② 審査結果の通知日  
令和7年3月下旬
- ③ 審査結果の通知方法
  - ・審査結果については、企画提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。
  - ・採択した企画提案は、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある。
- ④ その他
  - ・審査結果や審査内容等に係る質問や異議は一切認めない。
  - ・選定委員会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募するものとする。

## 6 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

本業務に関する契約については、以下の事項に留意すること。

### （1）契約内容等の協議

- ・業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と県の間で協議の上契約内容を決定する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
- ・委託先候補者と県との間で協議が整わない場合は辞退とし、次点の提案者を委託先候補者とし、同様に協議する。

### （2）契約方法

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- ・別途契約書を作成する。

- ・ 県が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

### (3) 一括下請け及び再委託の禁止

- ・ 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に県の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・ 企画提案の段階で、上記承認を得る必要はない。

### (4) 前金払

- ・ 本業務について、必要と認められる場合には委託料の一部について前金払を行うことができる。
- ・ 前金払の請求及び精算については、別に定めることとする。

### (5) 契約保証金

- ・ 本契約については、原則として島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- ・ 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。